

夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業

入札説明書（改訂版）

平成22年9月

夕張市

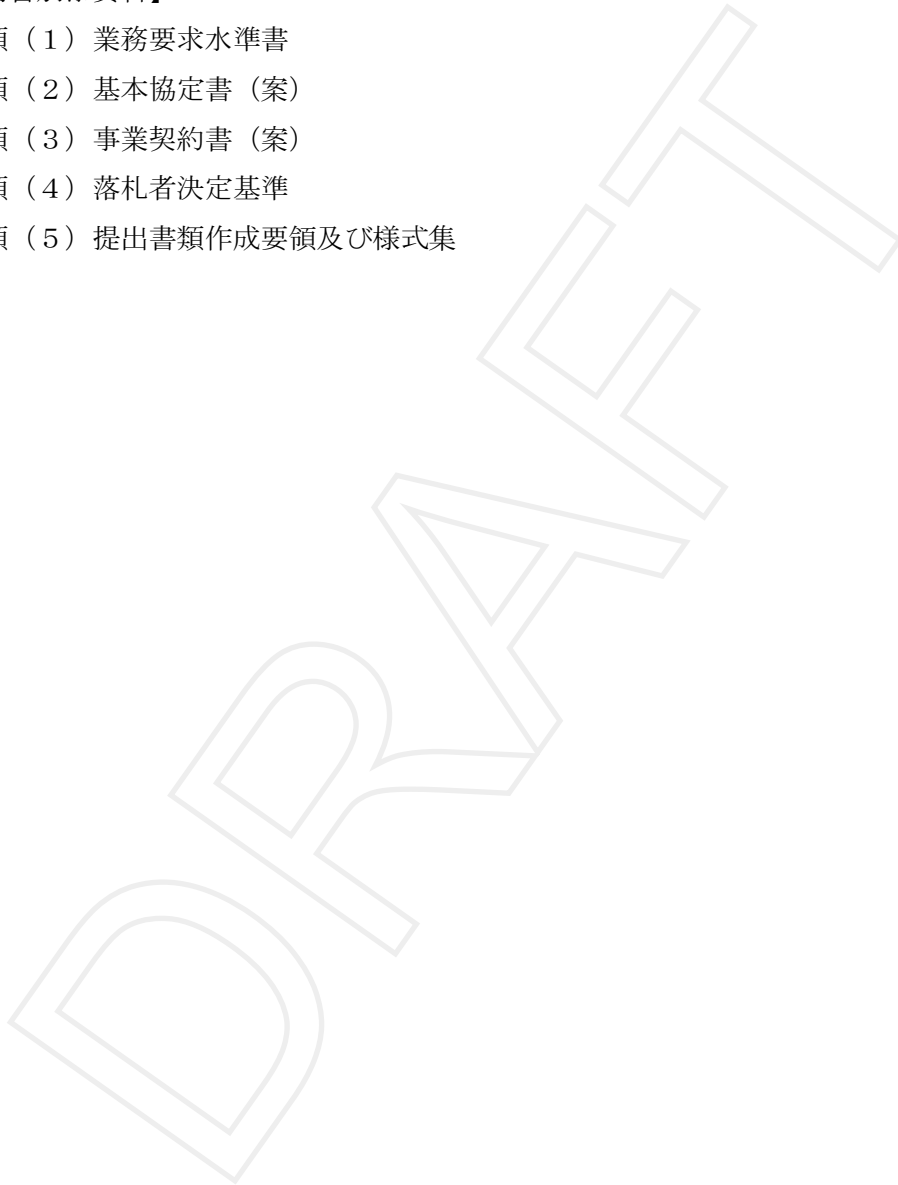
目 次

第1章	本書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者の名称	1
4.	事業の目的	1
5.	事業方式	2
6.	対象施設及び対象業務	2
7.	事業期間	3
8.	事業のスケジュール	3
9.	本事業におけるサービスの範囲と水準	3
10.	提供されるサービスに対する対価の支払い	4
11.	予定価格	4
12.	遵守すべき関係法令	4
第3章	入札参加に関する条件	5
1.	応募者の構成等	5
2.	応募者の資格要件	5
3.	入札参加資格確認基準日	8
4.	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	8
第4章	入札の手続き等	9
1.	入札のスケジュール等	9
2.	入札の手続き	10
3.	入札に関する留意事項	13
4.	本事業の入札、契約及び実施に関する窓口	13
第5章	事業者の決定	14
1.	落札者の決定	14
2.	契約手続き	14
3.	事業者を選定しない場合	16
第6章	市によるモニタリング	16
1.	本事業の実施状況の確認	16
2.	財務状況の確認	17
3.	性能未達の場合における措置	17
4.	モニタリングの結果の公表	18
第7章	事業の継続が困難となった場合における措置	18
1.	基本的な考え方	18
2.	本事業の継続が困難となった場合の措置	18

3. 金融機関と市の協議	18
第8章 その他	18
1. 必要事項等の追加	18
2. 入札に際し使用する言語、単位及び通貨	19
3. 応募グループを構成する法人の名称の公表	19

【入札説明書別添資料】

- 添付書類（1）業務要求水準書
- 添付書類（2）基本協定書（案）
- 添付書類（3）事業契約書（案）
- 添付書類（4）落札者決定基準
- 添付書類（5）提出書類作成要領及び様式集



第1章 本書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、夕張市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準拠したPFI（Private Finance Initiative）方式による事業として、特定事業の選定を行った「夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価方式一般競争入札により募集及び選定するにあたり、応募希望者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

- 添付書類（1）業務要求水準書
- 添付書類（2）基本協定書（案）
- 添付書類（3）事業契約書（案）
- 添付書類（4）落札者決定基準
- 添付書類（5）提出書類作成要領及び様式集

本事業の基本的な考え方については、平成22年8月に公表した実施方針（変更版）と同様である。事業を実施するにあたっての詳細条件等については若干の修正を加えているため入札説明書等の内容を踏まえ、入札参加者は入札に必要な提案書を提出するものとする。

入札説明書等と実施方針（変更版）及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針（変更版）及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

第2章 事業の概要

1. 事業名称

夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

- (1) 旭町浄水場
- (2) 清水沢浄水場
- (3) 場外系機械・電気計装施設

3. 公共施設等の管理者の名称

夕張市長 藤倉 肇

4. 事業の目的

本市水道事業は、昭和3年3月に計画給水人口9,900人、計画1日最大給水量1,500³/日の規模で公設水道として創設されて以来、7期にわたる拡張事業を経て、現在の計画値は計画給水人口42,500人、計画1日最大給水量19,770³/日となっている。

一方、市の水需要量実績は、基幹産業であった炭鉱の閉山とそれに続く産業の停滞・衰退

によって、最近10年間の給水人口・給水量は共に減少傾向にある。この結果、現状の水需要量は水道計画値を大きく下回り、水需給量関係に著しい乖離が生じている。

また、市水道事業は給水を開始してから既に80年以上が経過し、旭町浄水場を始めとする基幹水道施設では設備の経年化や老朽化が見られる。多くの施設が、今後、順次耐用年数を経過していくこととなり、市民生活を支える安全かつ安定した給水を確保していくためには水道施設の計画的な改築更新、機能維持の対策を的確に進めていく必要がある。

このようなことから、水道用水の安全・安定した給水維持を目指し、効率的な施設等の改築更新と基幹的施設の再構築を図ることを本事業の目的とする。

5. 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、市に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う、いわゆるBT0 (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

6. 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、次に列挙するとおりである。事業者は、浄水場施設等の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）を予定しており、事業者は水道技術管理者を置き、水道施設の管理（運転・保守点検等）を行う。

① 整備対象施設

ア 旭町浄水場 全面更新 計画水量 3,100m³/日（取水量ベース）

- (ア) 浄水施設
- (イ) 薬品注入設備
- (ウ) 電気計装設備
- (エ) 場内配管
- (オ) 浄水棟
- (カ) 付帯施設（門、フェンス及び場内整備等）
- (キ) 管理橋

イ 清水沢浄水場 既設改修・更新 計画水量 4,100m³/日（取水量ベース）

- (ア) 浄水施設
- (イ) 薬品注入設備
- (ウ) 電気計装設備
- (エ) 場内配管
- (オ) 浄水棟
- (カ) 付帯施設（門、フェンス及び場内整備等）
- (キ) 既設改修

ウ 場外系機械電気計装設備 既設改修及び機能増設

- ② 施設の設計及び建設に関する業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 設計業務
 - (ウ) 工事業務
 - (エ) 工事監理業務
 - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務
- ③ 施設の運営及び維持管理に関する業務
 - (ア) 運転管理業務
 - (イ) 維持管理・保守点検業務
 - (ウ) 水質管理業務
 - (エ) 修繕業務
 - (オ) ユーティリティ調達・管理業務
 - (カ) 機器交換業務
 - (キ) 見学対応業務
 - (ク) 警備業務
 - (ケ) 給水装置（貸与量水器を含む）管理業務
 - (コ) 事故・緊急時対応業務
 - (サ) 水道事業検針・集金・窓口業務
 - (シ) 植栽管理業務
 - (ス) 清掃業務
 - (セ) 事業終了時の引継ぎ業務

7. 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から平成 43 年 3 月までを事業期間とする。

なお、全期間を維持管理期間とする。

また、落札者決定後、基本契約までの間に、市での水道法上の手続きが必要となるため、基本契約の締結時期は変更になる場合がある。

8. 事業のスケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

- ① 事業契約の締結 平成 23 年 3 月
- ② 設計・建設期間 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月（試運転期間を含む）
- ③ 本施設の引渡し期限 平成 27 年 3 月
- ④ 供用開始 平成 27 年 4 月
- ⑤ 運営・維持管理期間 平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月（20 年間）

9. 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、添付書類（1）業務要求水準書に示す水準を確保するものと

する。

10. 提供されるサービスに対する対価の支払い

市は、添付書類（3）事業契約書（案）に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

11. 予定価格

本事業の予定価格（入札書比較価格）は、次のとおりとする。

金 4,857,140,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

この予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払う整備・運営委託料を単純合計した金額である。また、予定価格には金利変動、物価変動等による増減額は見込んでいない。

12. 遵守すべき関係法令

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第3章 入札参加に関する条件

1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、本事業の設計業務の実施を担う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者を含む複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とすること。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。
- (2) S P C（本事業の実施を目的とする特別目的会社。以下、「S P C」という。）に出資を予定している者を「構成員」、S P Cに出資を予定していない者で、S P Cから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とする。なお、本事業において維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は、構成員になることを要するものとする。
- (3) 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。
- (4) 応募グループは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- (5) S P Cの構成員は、全員出資するものとし、構成員以外からの出資は認めない。
- (6) 応募グループの代表企業及び構成員並びに協力会社の名称とこれら各企業が実施を担う業務内容については、入札参加表明書により明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- (7) 代表企業の変更は、認めない。
- (8) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更及び追加を認めるものとする。
- (9) 一の応募グループの構成員が2以上の応募グループの構成員として同一の入札に参加することは認めない。

2. 応募者の資格要件

(1) 共通の資格要件

- ① 入札執行日までの間に、夕張市から入札参加資格の停止処分を受けていない者であるこ

と。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 入札参加資格確認基準日において、国税、道税及び市税に未納の税額がある者は**応募グループ**の構成員となることができない。
- ⑤ 本事業の事業者選定支援業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者（**弁護士法人 神戸法律事務所**）は、本事業の事業者選定に係る応募グループの**構成員**となることはできない。
- ⑥ 本事業の審査委員が所属する企業**又はその企業の関連会社ではない者であること。**

(2) 各業務の実施を担う者の資格要件

応募グループは、入札参加資格確認基準日（第 3 章 3 に同じ。）において、以下の①から④の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。ただし、**工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。**

① 設計業務の実施を担う者

- ア **設計業務の実施を担う者**は、夕張市契約規則第 2 条による**夕張市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）**に登録されているものであること。
- イ 建築設計及び工事監理を担当する企業は、前項アの「建築設計」の入札参加資格を有し、かつ建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ウ 浄水場設計を担当する企業は、前項アの「土木設計」の入札参加資格を有し、かつ建

設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第5条の規定による登録簿の「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」）が1名以上在籍していること。

エ 浄水場設計を担当する企業は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力3千 m^3 /日以上）の設計業務の履行実績を有すること。

② 工事業務の実施を担う者

ア 工事業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）に登録されているものであること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事、電気工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における総合評定値が、それぞれ750点以上であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

エ 機械器具設置工事及び水道施設工事を担当する企業は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力1千 m^3 /日以上）の膜ろ過設備の設置実績を有すること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

③ 工事監理業務の実施を担う者

前項①のア及びイに求める要件と同等のものとする。

④ 維持管理業務の実施を担う者

ア 維持管理業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されており、取扱品目番号27（水道施設維持管理業務を希望したものに限る）の入札参加資格を有しているものであること。

イ 水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力3千 m^3 /日以上）の1年以上の運転管理実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうち1者が満たせばよいものとする。

ウ SPCは、水道法第24条の3第3項及び第5項の定めにより受託水道業務技術管理者（専任）を定めることを要し、SPCに在籍し常駐させなければならない。

エ SPCは、維持管理業務の履行に関し、水道浄水施設管理技士（(社)日本水道協会認定資格）2級以上の資格を有する人員をその管理を行う現場業務責任者として定め、現場に常駐させなければならない。なお、受託水道業務技術管理者は、同資格を有

する場合に限り現場業務責任者を兼ねることができる。

3. 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。

4. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

(1) 代表企業の変更は、認めない。

(2) 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に**応募グループ**の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合

① 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に**応募グループ**の構成員が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合、入札に参加することができない。ただし、**市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り**、第3章2.の資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。

(3) 入札書類提出日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合

① 入札書類提出日以降に入札参加者の構成員が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合、市は落札者決定の審査対象から除外する。ただし、**市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り**、第3章2.の入札参加資格要件に該当する構成員と変更し審査対象とすることを認めるものとする。

(4) 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合

① 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に落札者の構成員が第3章2.の資格要件を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、当該グループは失格とならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

第4章 入札の手続き等

1. 入札のスケジュール等

(1) 入札のスケジュール

実施事項(予定)	日程
入札公告・入札説明書・要求水準書等の公表	平成22年8月30日(月)
入札説明書等に関する質問受付開始(第1回)	平成22年8月30日～9月8日
入札説明書等に関する説明会の実施	平成22年9月2日(木)
現地見学会の実施	平成22年9月3日(金)
入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回その1)	平成22年9月15日(水)
入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回その2)	平成22年9月17日(金)
入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回その3)	平成22年9月21日(火)
入札説明書等に関する質問受付(第2回)	平成22年9月21日(火)～9月28日(火)
入札説明書等に関する質問回答の公表(第2回)	平成22年9月30日(木)
参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付	平成22年10月5日(水)
入札参加資格審査結果の通知	平成22年10月12日(水)
事業提案書の受付	平成22年11月26日(金)
落札者の決定・公表	平成23年1月18日(火)
落札者との基本協定の締結	平成23年1月28日(金)
落札者との事業契約の締結	平成23年3月22日(火)

(2) 入札説明会等

本事業に応募しようとする者に対して以下のとおり入札説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行う。

① 説明会

ア 開催日時 平成22年9月2日(木) 14時から

イ 開催場所 夕張市本町4丁目2番地
市役所4階会議室

ウ 申込方法

参加希望者は、入札説明会参加申込書(様式V-1)に必要事項を記入の上、「**第4章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口**」のメールアドレス宛に申し込むこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。

申込期間は入札説明書等の公表後から平成22年9月1日(水)17時までとする。なお、参加者は1社当たり2名までとする。

エ 注意事項

説明会では入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。また、質疑応答の機

会は設けない。

② 現地見学会

ア 開催日時 平成 22 年 9 月 3 日 (金) 10 時から 16 時まで (自由見学とする。)

イ 場 所 受付がある施設は水質計器、操作盤の内部等の見学が可能であるが、説明は行わない。その他の施設については外部からの見学のみとなる。

ウ 申込方法

参加希望者は、現地見学会参加申込書 (様式 V-2) に必要事項を記入の上、上記①ウと同様に申込みこと。(申込期間も同じとする。)参加人数の制限は設けない。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出

- ① 提出期間 第 1 回：平成 22 年 8 月 30 日 (月) から 9 月 8 日 (水) 17 時まで
第 2 回：平成 22 年 9 月 16 日 (木) から 9 月 21 日 (火) 17 時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書 (様式 V-4) に記入の上、「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答

- ① 公表日 第 1 回：平成 22 年 9 月 15 日 (水) 予定
第 2 回：平成 22 年 9 月 28 日 (火) 予定
なお、質問への回答は随時行うこともある。

② 公表方法

入札説明書等に関する質問への回答は、市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

夕張市ホームページの URL

<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/index.html>

(5) 参考資料の公表

入札説明書以外の参考資料等を公表する場合は、上記 (4) に示すホームページを通じて案内を行う。

2. 入札の手続き

(1) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の提出

応募グループの代表企業は、入札参加表明書と共に「第 3 章 2. 入札参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、入札参加資格確認申請書等を下記のとおり提出

すること。

① 提出書類

添付資料（５）提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

平成 22 年 10 月 5 日（火）17 時までに「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に提出のこと。

イ 郵送による場合

「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に、平成 22 年 10 月 5 日（火）の 17 時必着で提出のこと。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請を行った応募グループの代表企業に対して、平成 22 年 10 月 12 日（火）に市から書面により通知する。

(3) 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

入札参加資格確認結果の通知により、入札参加資格がないとされた応募グループは、市に対して、入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式 V-6）により、説明を求めることができる。市は、説明を求めた応募グループの代表企業に対して、書面により回答する。

① 提出書類

添付資料（５）提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

平成 22 年 10 月 15 日（金）17 時までに「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に提出のこと。

イ 郵送による場合

「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に、平成 22 年 10 月 15 日（金）の 17 時必着で提出のこと。

(4) 入札時の提出書類

市から入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募グループは、下記に示す入札書類一式を次のとおり、提出することとする。

① 提出書類

添付資料（５）提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

平成 22 年 11 月 26 日（金）17 時まで「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に提出のこと。

イ 郵送による場合

「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に、平成 22 年 11 月 26 日（金）17 時必着で提出のこと。

(5) 入札の辞退

市から入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募グループは、入札時の提出書類を提出するまでの間、随時、入札を辞退することができる。この場合、入札時の提出書類提出期限日までに入札辞退届（様式 V-5）を持参により「第 4 章 4. 本事業の契約及び実施に関する窓口」に提出すること。

なお、入札時の提出書類提出期限後の入札辞退は、これを認めない。

(6) 最低制限価格

本事業の契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設ける。この最低制限価格（入札書比較価格）は、次のとおりとする。

金 3, 400, 000, 000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(7) 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のないものがした入札
- ② 入札参加資格確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をしたものの入札
- ③ 入札時の提出書類が所定の日時までに到着しないものの入札
- ④ 入札時の提出書類が不足しているものの入札
- ⑤ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ⑥ 入札書の記載金額を改ざんし又は加除訂正した入札
- ⑦ 入札書に記名押印のない入札
- ⑧ 予定価格を超える金額での入札
- ⑨ 最低制限価格を下回る金額での入札
- ⑩ 一の応募グループが同一事項において 2 以上の入札をしたときの入札
- ⑪ その他入札の条件に違反した入札

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

3. 入札に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

応募グループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、夕張市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札時の提出書類の書換え等の禁止

いったん提出した入札時の提出書類は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 費用の負担

応募グループの入札に係る費用は、全て応募グループの負担とする。

(4) 入札時の提出書類の取扱い

① 著作権

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループ又は各構成員（以下、「応募グループ等」という。）に帰属する。ただし、応募グループ等は、市の本事業の公表及び審査結果の公表に必要な範囲で市に対し提案書の利用を許諾するものとする。市は、この許諾の範囲内において落札者の提案書の一部又は全部及び落札者以外の応募グループ等の提案書の一部を無償で利用できるものとする。この利用許諾は、本契約の終了後も存続するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

③ 入札時の提出書類の使用等

応募グループから提出された提案書は返却しない。

(5) 市の提供する資料の取扱い

応募グループ（入札を辞退した者も含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 入札の中止等

市が必要と認めた場合には、入札を中止、延期、又は取消すことがある。

4. 本事業の入札、契約及び実施に関する窓口

夕張市 建設課 上下水道グループ

所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

電 話 0 1 2 3 - 5 2 - 3 1 5 2
F A X 0 1 2 3 - 5 2 - 2 5 8 3
電子メール ybrpfi@city.yubari.lg.jp

第5章 事業者の決定

1. 落札者の決定

(1) 入札書類の審査

入札書類の審査は、学識経験者等で構成する「夕張市上水道PFI事業審査委員会」（以下「委員会」という。）が、あらかじめ定めた添付書類（6）落札者決定基準に基づき、優秀提案を選定する。

(2) 委員会の委員等

委員会の委員は、次のとおりである。

なお、**応募者等（応募グループ、協力会社の全てを含む）**が落札者決定前までに、本事業について委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

（委員）小笠原 紘一	株式会社NAOGS 取締役会長
（委員）関下 祐二	夕張市役所
（委員）正木 潤	監査法人 夏目事務所札幌事務所長（公認会計士）
（委員）松井 佳彦	北海道大学工学部衛生環境学コース 教授
（委員）湯谷 仁康	北海道環境生活部環境局

(3) 入札書類に関するヒアリング

市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、**応募グループ**に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、平成23年1月上旬（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に**応募グループ**の代表**企業**に通知することとする。

(4) 落札者の決定

市は委員会の優秀提案の選定を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が2以上ある場合は、当該優秀提案**応募グループ**の代表**企業**によるくじ引きにより落札者を決定する。

(5) 審査結果及び評価の公表

市は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに**応募グループ**の代表**企業**に対して通知するとともに、市のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 契約手続き

(1) 基本協定の締結

市は落札した**応募グループ**と添付書類（２）基本協定書（案）により、基本協定を締結する。

（２）特別目的会社の設立

落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする **S P C** を仮契約締結前までに夕張市内に設立するものとする。

応募グループの構成員は、全員出資を行うこととし、落札した応募グループの構成員以外からの出資は認めない。 代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 1 0 0 分の 5 0 を超えるものとする。

なお、S P C の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

① 出資金の下制限

出資金は、維持管理開始前までに 1, 000 万円以上とし、維持管理期間中これを維持する。

② 事業計画書の提出

S P C は経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の 3 ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を市に提出する。

③ 財務書類等の提出

S P C は、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P C が会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出する。

（３）契約の締結

市は、本施設の設計、工事及び維持管理業務を一括で委託するために、S P C と添付書類（３）事業契約書（案）により事業基本契約を締結する。

また、落札者決定後、基本契約までの間に、市での水道法上の手続きが必要となるため、基本契約の締結時期は変更になる場合がある。

（４）契約を締結しない場合

落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償金を請求することができる。

（５）契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

（６）契約保証金

S P C は、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）及びこれにかかる支払利息の 100 分の 10 以上に相当する額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納める。契約保証金の詳細は事業契約書による。

3. 事業者を選定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、**応募した者が無い**、又はいずれの**応募グループ**も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

第6章 市によるモニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の事業実施状況及び財務状況等を把握するため、以下に掲げるモニタリングを行う。

事業者はモニタリングの実施にあたり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

1. 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

(1) 実施設計モニタリング

事業者は、市が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、市に説明を行う。

事業者は、実施設計を終えた時点で、実施設計図書を提出し、市は、提出された図書が、事業提案書の内容及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 工事施工モニタリング

市が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、市は工事施工状況の確認を行う。

① 工事着手前

事業者は、「建築基準法」に規定される工事監理者及び「建設業法」に規定される主任技術者または監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を市に提出し、市の承認を得なければならない。

② 定期

市は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

③ 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことが

できる。

④中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

(3) 工事完成モニタリング

事業者は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め市の確認を受ける。

本施設完成後、市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

確認の結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

また、市は、施設の引渡し前に事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

(4) 運営・維持管理モニタリング

①定期

市は、事業契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のおり運営・維持管理業務が行われているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

②随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務遂行について確認を行う。

2. 財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市と必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

(1) 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、会社法第435条第2項に規定する計算書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3か月以内に市に提出する。市は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

3. 性能未達の場合における措置

市は、モニタリング行った結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足するこ

とができないと判断した場合は、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の勧告や整備・運営委託料の減額等の措置を取るものとする。

4. モニタリングの結果の公表

市は、モニタリング行った結果について、結果を公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項を除き公表を行うものとする。

詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置

1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるとともに、事業契約を解除することができるものとする。

なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

3. 金融機関と市の協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶ予定である。

第8章 その他

1. 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後

においては代表企業に宛てて各々通知する。

2. 入札に際し使用する言語、単位及び通貨

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律51号）に定めるもの、通貨は円とする。

3. 応募グループを構成する法人の名称の公表

市は、落札者決定後まで、**応募グループ**の構成員及び**協力会社**の名称を公表しないことができるものとする。

DRAFT